

私たちの地域を  
より良くする  
自由な話し合いの場

新たな地域コミュニティ  
「まちちから協議会」の  
取り組み

平成26年8月6日  
茅ヶ崎市市民自治推進課  
廣瀬友徳

# 茅ヶ崎市の概要

市制施行 昭和22年10月1日

人口 237,607人

世帯数 97,262世帯  
(平成26年7月1日現在)

面積 35.76km<sup>2</sup>

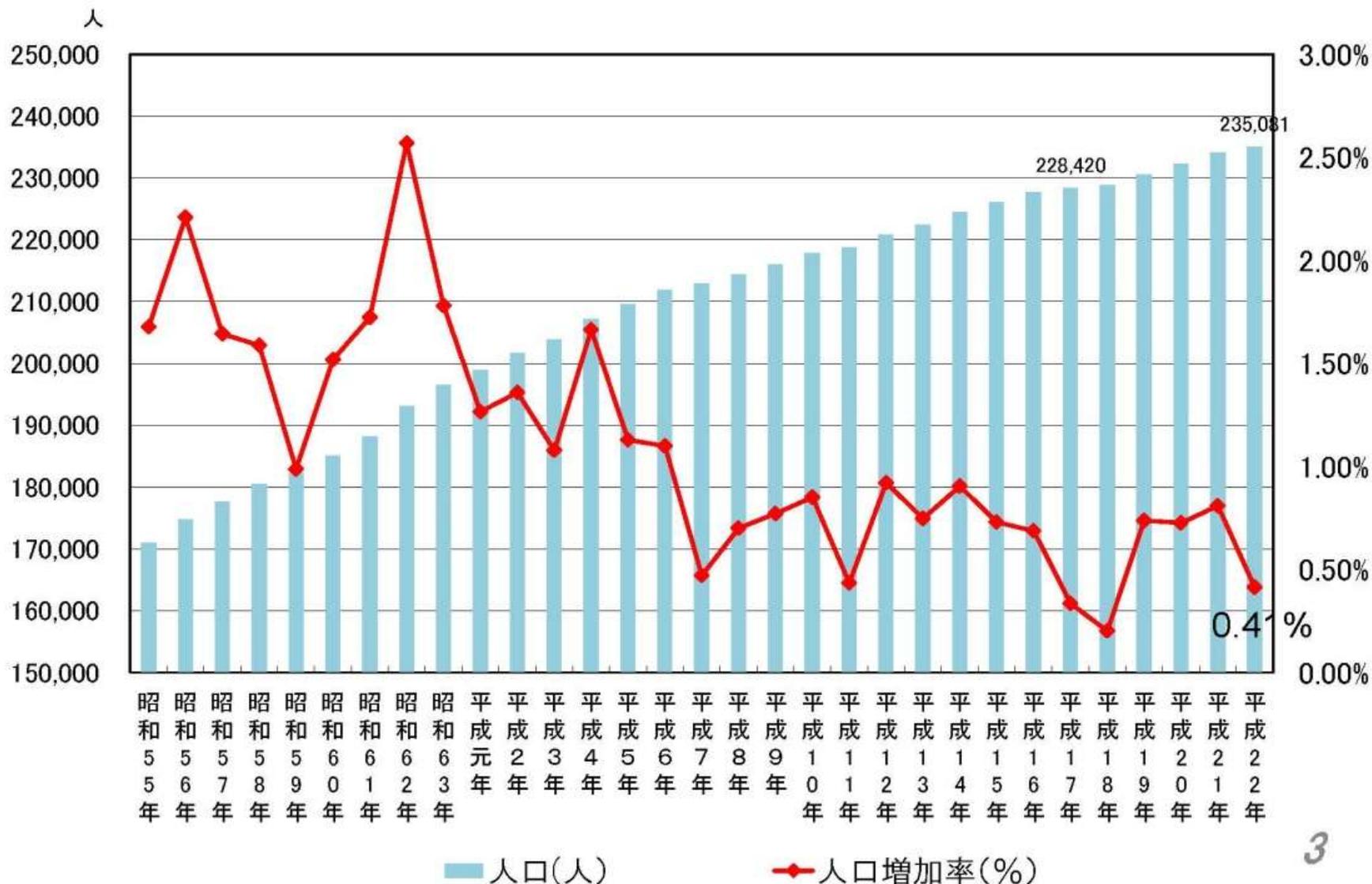
沿革 昭和30年旧小出村と  
分村合併

小学校 19校

中学校 13校



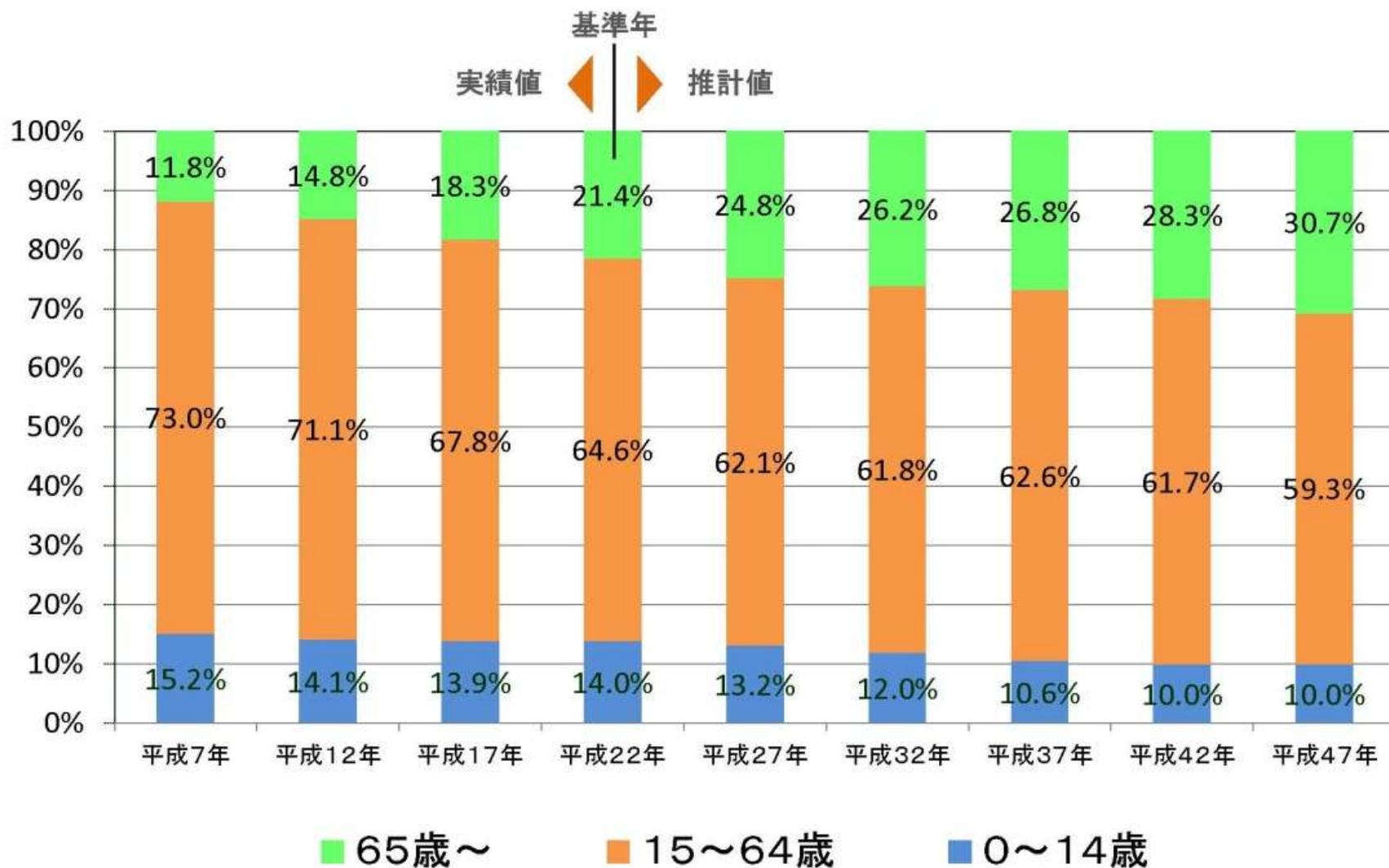
# 平成22年国勢調査(人口推移及び増加率)



# 将来人口の推移



# 人口構成比



# 自治会の状況

◆茅ヶ崎市自治会連絡協議会  
(12地区の正副会長)



◆地区自治会連合会  
12地区



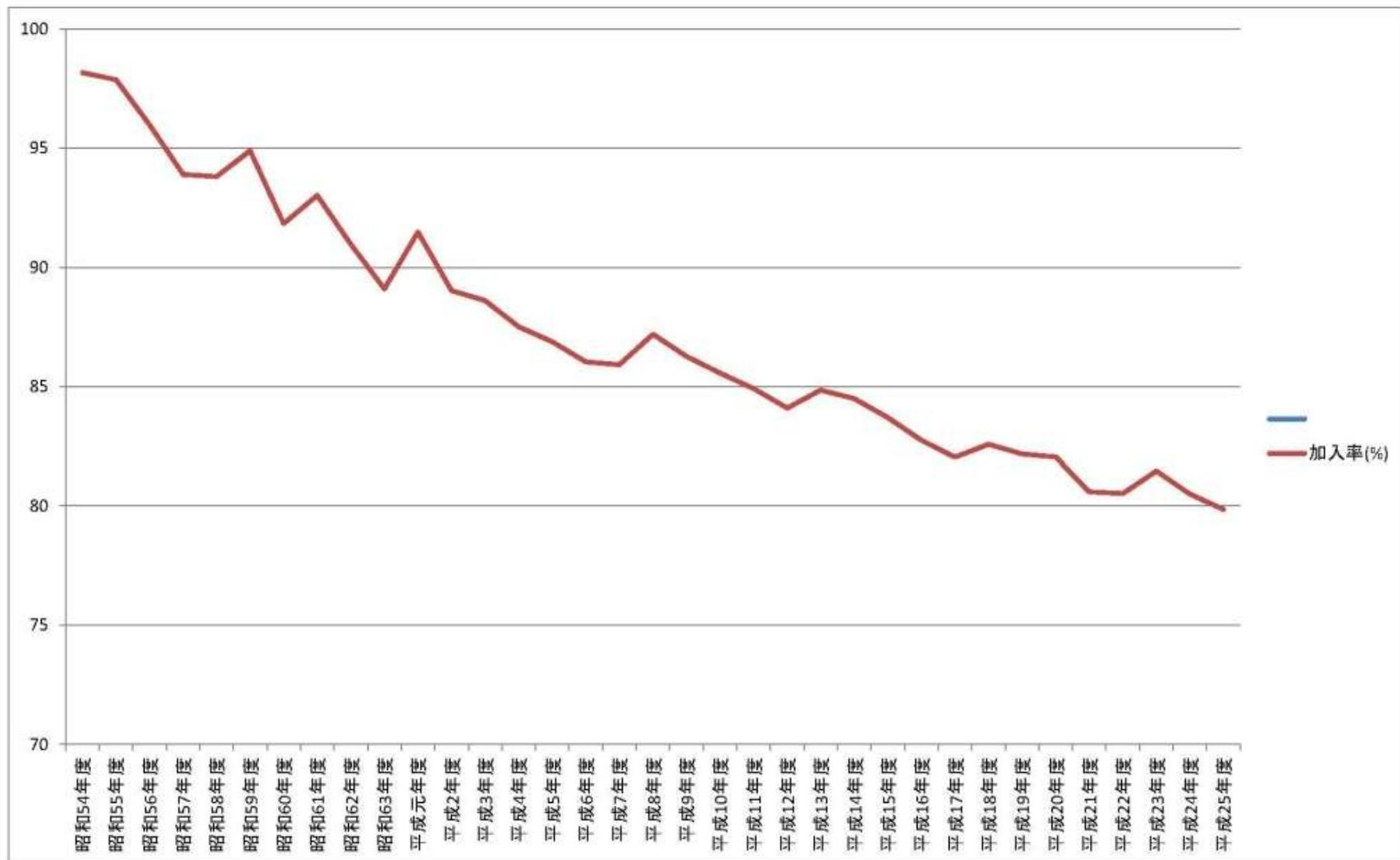
◆単位自治会  
135自治会

## 【自治会への依頼事項】

- ◆広報紙等の配布、回覧
- ◆行政との連絡調整
- ◆各種委員の推薦
- ◆募金運動への協力



# 自治会加入率の推移



# 新たな地域コミュニティの取組み

自治会

- ・ 高い加入率（地域での代表性が高い）
- ・ 防災や環境など様々なことに全体で取り組む
- ・ 地域全体で親睦を深める

◇加入率の低下      ◇役員の高齢化      ◇担い手の不足

多様化する地域のさまざまな課題への対応が難しくなる

各団体がバラバラに課題に対応するのではなく  
一体となって取り組む必要がある  
さまざまな分野、世代の力を合わせて

**「地域の力」** を発揮！

# モデル事業の目的・方向性

## ◆ (仮称) まちぢから協議会の設置

…各自治会を中心に地域内の各種団体や市民が参加する協議の場

## ◆ 地域での活動の協議

…顔の見える関係の構築  
団体相互の連携

## ◆ 情報の共有

…情報の提供や発信  
地域ニーズの把握

## ◆ 地域課題の解決

…地域が主体となった活動の実施  
市への要望・提案



# まちちから協議会の状況

- ◆設立状況 市内12の地区自治会連合会区のうち7地区で協議会または準備会が設立
- ◆H25実施事業 防災訓練、市民集会、住民アンケート、研修会、意見箱、部会での協議
- ◆参画メンバー 自治会、地区社協、青少年推進協、体育振興会、民生委員、PTA、環境指導員、農業関係者、コミセン管理運営委員会、包括支援センター 等



# モデル事業の今後の進め方

- ◆モデル事業を実施している地区への支援
- ◆新たにモデル事業に取り組む地区の拡大
- ◆本格実施に向けた制度設計（平成28年4月施行目標）

## 【参考】茅ヶ崎市自治基本条例

### （コミュニティ）

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ（市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。）が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

### （協働）

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

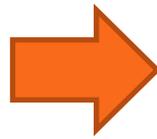
2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

# 茅ヶ崎市での類似の仕組み

- ◆コミュニティセンター管理運営委員会
- ◆自治会
- ◆コーディネーター配置事業（福祉）
- ◆地区社会福祉協議会（福祉）
- ◆青少年育成推進協議会（青少年）

## (仮称)まちぢから協議会 の役割

- ・ 各種団体の活動のみでは不足すること
  - ・ 協議会の活動によって目的をより良く達成できること
- ※補完性の原理に基づいた活動



- ①各種団体で解決可能な課題  
→ 各種団体が解決
- ②団体単独では解決できない課題  
→ (仮称)まちぢから協議会のサポート、市との協働
- ③各種団体、(仮称)まちぢから協議会でも解決できない課題  
→ 市が解決

2014年8月6日

第2回 都市自治体とコミュニティの協働による  
地域運営に関する研究会

---

- 無断転載、複製および転訳載を禁止します。
- 引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。
- This paper is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this paper requires indication of the source.

